

地方自治

地理の勉強を通じて学んだように、日本には47の都道府県があつて、それぞれの特色がある。気候や人口構成も異なるので、地域ごとの課題もそれだった。だから、地域の課題を解決するのにふさわしい人は、地元住民だ。

そこで、地域の課題を解決して、住民がより快適な生活ができるようになるためには、住民自身によって運営される地方公共団体の働きが大きく生活にかかわってくる。条例を定めたり、高校を設置したり、公園をつくるのも地方公共団体の役割だ。そんな地方公共団体には国会のような地方議会、内閣総理大臣のような首長が存在していて、国の政治によく似ているよ。

この章のポイント!

「地方自治」のキーワード

- ① 地方自治
- ② 地方公共団体
- ③ 地方議会
- ④ 二元代表制

理解を深めるエッセンス★☆

地方公共団体は、地方自治によって地域に住む住民がよりよい生活をするための仕事をしている。地方公共団体のトップを「首長」という。

テーマ

32 地方自治と生活

地方自治とは

僕らの日々の暮らしは、ふだんあまり意識しないけど、それぞれが住んでいる地域の社会にもとづいている。また、各地域の課題は、気候や人口構成などによっても異なる。

違憲審査制

裁判所は、国会が制定する法律や内閣がつくる命令、規則、処分が憲法に違反していないかどうかを審査しているんだったね。この違憲審査をする制度を**違憲審査制**という。

特に最高裁判所は、法律などが合憲（憲法に合っている）か違憲（憲法に違反している）かを決める最終決定権を持っていることから、「**憲法の番人**」と呼ばれているよ。

違憲審査制は、憲法によって政府の権力を制限し、国民の人権を保障するという立憲主義の考えにもとづいている。これによって、憲法が国の最高法規であることが守られている。ただ、これまでの判決では、合憲か違憲かという判断そのものを控える姿勢がみられる。そのため、裁判所は違憲審査をもっと積極的におこなうべきだという意見もあるよ。立法、行政、司法の三権が正しくバランスを保っていくためには、それぞれが役割をしっかり果たしていく必要がある。

地域の課題を解決して、住民がハッピーな毎日を送るために、住民の意思にもとづいて地域を運営していくこと、住民による自治が必要だ。これが**地方自治**だよ。すべてを国に任せずに、地方でできることは、地方でおこなうということだね。

地域を運営していくための主な団体が、**地方公共団体**（地方自治体）だ。地方公共団体には、都道府県、市町村、特別区などがあるよ。

少しきく 特別区

東京都の23区を指しています。地方自治体で市とほぼ同じ自治の権限を持っています。札幌市、横浜市などの政令指定都市にも区がありますが、こちらは市の一部であり、地方公共団体としての権限は持っていない。2012年に制定された法律により、東京23区以外の大都市でも特別区を設けられるようになっています。

このように、それぞれの地域は住民自身によって運営されるべきもので、そのために国から自立した地方公共団体をつくるという原則が、日本国憲法によって保障されている。これをなんというか、もう知ってるね。そう、地方自治だ。

地方公共団体の組織や運営については、地方自治法という法律に定められている。地方自治は、人びとの暮らしに身近な民主政治の場なので、「**民主主義の学校**」と呼ばれているよ。

国と地方公共団体の役割

国と地方公共団体には、役割分担がある。国は、外交、防衛、司法などのような国際社会における日本の立場にかかわる仕事や、公的年金のような全国的な規模や視点でおこなわれる仕事などを重点的に担当している。

一方、地方公共団体は、住民の生活に結びつく仕事をしている。

たとえば、小中学校や公民館、図書館、福祉施設の管理、消防の仕事や家庭ごみの収集なども、地方公共団体である市町村や特別区の仕事だ。複数の市町村や特別区にまたがる仕事などは、都道府県などが担当する仕事だ。

このように、地方公共団体は多くの仕事をおこなっているんだけど、そ

のために必要となるお金は、国からの補助にたよってきた。また、本来は国がやるべき仕事を地方公共団体が国の代わりに引き受けでおこなうことが多く、逆に、地方公共団体の判断でおこなうべき仕事に、国がかかわることもあったんだ。

このような状況を改めて、それぞれの地方公共団体が独自に活動できるように、1999（平成11）年に地方分権一括法が成立して**地方自治法**が大きく改正された。これ以降、国の多くの仕事が地方公共団体に任せられるようになって、現在でも、**政治をおこなう権限、仕事やお金を国から地方に移す地方分権**が進んでいるよ。

ところで、「地方分権」の反対をなんというか知っているかな。歴史で勉強しているはずだよ。「中央集権」といって、国の中央政府に権力を集めることだ。古代の日本や明治政府が進めた政策だったね。

テーマ

33 地方自治の仕組み

地方議会

国の政治に国会があるように、地方公共団体にも議会（**地方議会**）が置かれている。都道府県議会や市（区）町村議会などだ。

地方議会の議員、地方議員は、地元住民から直接選挙で選ばれる。それぞれの地方議会には、地方公共団体の規模に合わせて数人から数十人の議員がいて、地域に住んでいる人たちの意見を反映することが期待されているよ。

地方議会は**地方公共団体の「法」である「条例」**を定め、地方公共団体の予算の議決などをおこなう。条例や部署は、地方公共団体が、法律の範囲内で自由に決められることになっているよ。だから、地域それぞれの特徴に合わせて、身近な生活にかかわるいろいろなものがつくられているんだ。

なかには、和歌山県みなべ町の「梅干しでおにぎり条例」とか、三重県紀勢町の「キューピット条例」など、とてもユニークな条例があるから、

調べてみるのもおもしろいと思うよ。「情報化」社会に生きているキミたちなら、スマホやタブレットで簡単に調べられるでしょ?

全国の地方公共団体のユニーク部署の例

部署名	担当する仕事
お結び課 (佐賀県武雄市)	結婚を希望する独身男性女性の縁結び
お困りです課 (兵庫県芦屋市)	市民の意見・要望・苦情の受け付け
富士山課 (山梨県富士吉田市)	世界遺産である富士山に関する観光業務
りんご課 (青森県弘前市)	特产品的りんごの生産振興や消費拡大
市民の声を聞く課 (北海道札幌市)	市政や日常生活の相談の受け付け



[佐賀県武雄市の「お結び課」]

首長

さて、都道府県知事と市（区）町村長は、地方公共団体の長（首長）にある。国内閣総理大臣が国会で指名されるのに対して、**地方公共団体の首長は、住民から直接選挙によって選ばれる**。このように、住民が首長と地方議員の2種類の代表を選ぶことを**二元代表制**という。これは地方自治の特徴だ。

首長は、地方公共団体の予算案をつくって地方議会に提出したり、地方議会によって議決された予算を実施したり、地方の税金を集めたりする仕事をする。なかには国の政治よりも進んだ政策や、ほかの地方公共団体には見られない独自の取り組みをおこなうなど、首長が指導力を発揮する例もあるよ。

地方公共団体の議会と首長も、国会と内閣の関係と同じように、たがいにおさえ合って、力のバランスを保つ関係にある。

首長は、議会が議決した条例や予算を拒否して審議のやり直しを求

めたり、議会を解散したりすることもできる。これは首長の議会に対する抑制の仕組みだ。

これに対して、議会は首長の不信任決議をおこなうことができる。これは議会の首長に対する抑制の仕組みだね。

地方自治の主な仕組み



住民の選挙権と被選挙権

	選挙権	被選挙権
市(区)町村長	18歳以上	25歳以上
都道府県の知事	18歳以上	30歳以上
都道府県・市(区)町村議会の議員	18歳以上	25歳以上

直接請求権

地方自治では、地元住民の意思をより強く反映するために、首長や地方議員を選挙するだけでなく、住民による直接民主制の要素を取り入れた直接請求権が認められている。



直接請求権？ 国の政治のときには出てこなかった言葉ですね。首長に直接なにかを請求する権利のことですか？

そうだよ。たとえば、首長や議員の仕事に問題があると判断したら、住民は署名を集めて住民投票を求めることができる。住民投票の結果、過半数の同意があれば、リコールといって、その首長や議員を辞めさせたり、議会を解散させたりすることができる。新たな条例をつくったり、廃止したりするように求めることもできるんだ。

住民の直接請求権

	必要な署名	請求先
条例の制定・改廃の請求	有権者の $\frac{1}{50}$ 以上	首長
監査請求	有権者の $\frac{1}{50}$ 以上	監査委員
議会の解散請求	有権者の $\frac{1}{3}$ 以上*	選挙管理委員会

(取りあつかい) 住民投票をおこない、その結果、有効投票の過半数の同意があれば解散する。

解職請求			選挙管理委員会
議員・首長	$\frac{1}{3}$ 以上*	首長	
副知事・副市(区)			
町村長、各委員			

(取りあつかい) 議会の議員・首長については、住民投票をおこない、その結果、有効投票の過半数の同意があれば解職される。

*有権者が40万人を超える場合は、40万人の $\frac{1}{3}$ に、40万人を超える人数の $\frac{1}{6}$ を足した数以上。有権者数が80万人を超える場合は、40万人の $\frac{1}{3}$ に、40万人の $\frac{1}{6}$ と80万人を超える人数の $\frac{1}{8}$ を足した数以上。

テーマ

34 地方財政の仕組み

地方財政

地方公共団体が収入を得て、それを支出する経済活動のことを地方財政という。

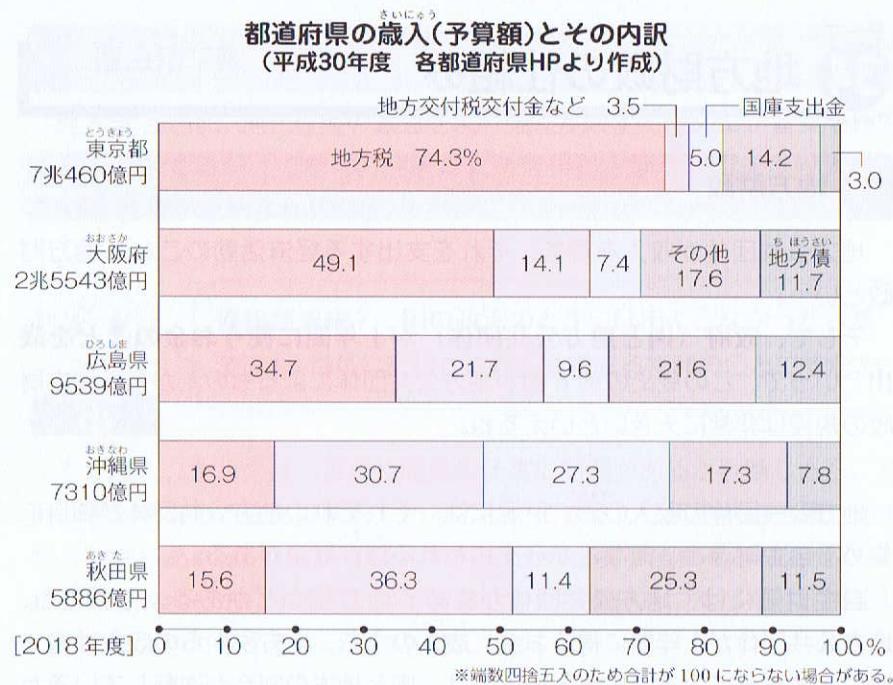
そして、政府（国と地方公共団体）が1年間に使うお金のことを歳出といつて、この歳出の約6割が地方公共団体によるものだから、地方財政の規模は非常に大きいといえるね。

地方公共団体の収入の源、財源には、それぞれの地方公共団体が独自に集める自主財源と、国などから支払われる依存財源がある。

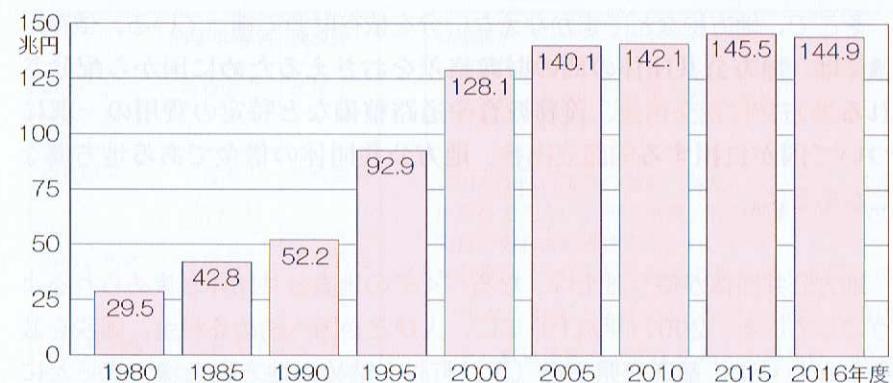
自主財源には、地方公共団体が集める地方税などがある。それでも、地方公共団体が1年間に得るお金、歳入のうち、地方税からの収入は約4割にとどまっている。支出と収入では、国と地方の割合が逆転しているわけだ。

そこで、地方税などでまかなえない分を依存財源で補っている。依存財源には、地方公共団体の間の財政格差をおさえるために国から配分される地方交付税交付金、義務教育や道路整備など特定の費用の一部について国が負担する国庫支出金、地方公共団体の借金である地方債などがあるよ。

地方公共団体が使うお金は、なるべくその地方公共団体が集められるようになっている。2007(平成19)年に、人びとが国へ納める税金、国税を減らすかわりに、都道府県や市(区)町村へ納める地方税を増やすことによって、国の税金収入を地方公共団体の税金収入に移すことがおこなわれた。あわせて、国から地方公共団体に支出される地方交付税交付金や国庫支出金も減らされるんだ。



地方債の発行残高の推移（総務省「地方財政白書」平成30年版ほかより作成）



地方公共団体の財政健全化

ここ数年、日本の経済が落ち込んでいて、地方税の収入が減っている。そこで、さらに地方債にたよるようになるなど、地方公共団体は財政難に苦しんでいる。それぞれの地方公共団体は、地方公務員の数を減らすなど

して、財政の立て直しに努力しているんだ。

地方債の発行額があまりに大きくなると、地方公共団体は収入のほとんどを、借金を返すために使わなければならなくなる。そうなると、地方公共団体にとって住民のため必要な仕事ができなくなってしまう。

そこで、国は2007年に自治体財政健全化法を制定して、基準よりも財政状態が良くない地方公共団体には、できるだけ早く改善するよううながしている。特に状態が悪化した地方公共団体については、国の監督のもとで立て直しをするようにしているよ。

テーマ

35 住民参加の拡大

住民の意見

地方公共団体では、住民の意見を生かすために、いろいろな工夫がされている。たとえば、原子力発電所や在日アメリカ軍のヘリポート施設、産業廃棄物処理場などの特定施設の建設や、市町村の合併など地域の重要な問題について、法律による力はないけれども**住民投票**によって住民全体の意見を明らかにしようという動きがある。

また、地方公共団体が政策をおこなうときに、対象となる住民から意見を聞いたり、住民どうしの議論をうながしたりすることもある。地方公共団体がきちんと仕事をしているかどうかを住民が監視できるように、情報公開制度を整備するところも増えてきた。

地方公共団体から独立した人や組織が、住民の苦情を受け付け、調査をおこなう「オンブズパーソン制度」というものを導入しているところもあるよ。



オンブズパーソン制度

行政に対する国民の苦情を処理したり、行政が適正におこなわれているかを監視したりする人のことをオンブズパーソンといいます。オンブズマンやオンブズとも呼ばれています。日本では1990年に神奈川県川崎市が初めて導入しました。

住民運動の広がり

ところで、地域の公共の仕事をおこなうのは地方公共団体だけではないんだ。たとえば、自治会（町内会、町会）がある。自治会には多くの地域住民が加入しているから、快適に住むことができる地域づくりに大きな役割を果たしているよ。

住民が自分たちで積極的に活動するボランティアも広がっていて、環境、福祉、災害時の支援など、いろいろな分野で地域活動をおこなっている。1995(平成7)年の阪神・淡路大震災のときに多くのボランティアが活躍して、この年は「ボランティア元年」と呼ばれたんだよ。

また、利益目的ではなく、社会貢献、公共のために活動する団体はNPO（非営利組織）と呼ばれている。1998(平成10)年には特定非営利活動促進法(NPO法)が制定されて、NPOによる社会貢献活動を助ける仕組みが整えられている。

地域社会

現在、僕らが住む地域には、少子高齢化の対応や環境対策など、いろいろな課題がある。人口がどんどん減っている過疎地域では町おこしや村おこしが、地方都市の中心部では商店街や公共交通の活性化などが課題になっている。また、東日本大震災の被災地の復興、そして災害から人びとを守るまちづくりも忘れてはならない。

こうした地域の課題を解決して、「持続可能な社会」をつくるために、今僕らに何ができるのか、一人ひとりが主体的に考えて行動することが、ますます大切になってくる。

第4部

経済編

第10章

消費生活と経済

第11章

生産と労働

第12章

市場経済と金融

第13章

政府の役割と国民の福祉

第14章

これからの経済と社会